

第43号議案

自転車交通事故に関する和解について

上記の議案を提出する。

令和8年6月4日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

自転車交通事故について、当事者間で合意した内容で和解するため、提出する
ものであります。

自転車交通事故に関する和解について

府中市は、令和7年2月10日に発生した自転車交通事故について、次のとおり和解をするものとする。

1 和解の相手方

府中市在住者

2 和解の内容

- (1) 府中市は、本件につき10割の過失責任を負う。
- (2) 相手方の損害は、国民健康保険による保険給付を含め金8,195,249円で、(1)の過失責任により、府中市は、相手方に対し、本件に係る和解金として、保険給付を控除した金7,344,481円を支払う義務があることを認める。
- (3) 相手方は、(2)の損害のうち、保険給付を受けた金850,768円に係る請求権について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第64条第1項の規定により、保険者である府中市に帰属することを認める。
- (4) 和解金は、本件和解の成立後、相手方の指定する預金口座に振り込む方法で支払うものとする。
- (5) 府中市と相手方との間には、本件事故に関し、本和解に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。